

島根県特定非営利活動法人支援融資要綱 新旧対照表

改正後	改正前
<p>第1条～第4条 【略】</p> <p>(融資条件)</p> <p>第5条 融資条件は、次のとおりとする。</p> <p>(1)、(2) 【略】</p> <p>(3) 融資利率 年<u>1.59</u>パーセントとする。ただし、国等のつなぎ資金は、年1.5パーセントとする。</p> <p>(4)、(5) 【略】</p> <p>第6条～第12条 【略】</p> <p>附則</p> <p>この要綱は、平成22年5月12日から施行する。          この要綱は、平成23年4月1日から施行する。          この要綱は、平成24年4月2日から施行する。          この要綱は、平成25年4月1日から施行する。          この要綱は、平成26年4月1日から施行する。          この要綱は、平成27年4月1日から施行する。          この要綱は、平成28年4月1日から施行する。          この要綱は、平成29年4月1日から施行する。          この要綱は、平成30年4月2日から施行する。          この要綱は、平成31年4月1日から施行する。          この要綱は、令和2年4月1日から施行する。          この要綱は、令和3年4月1日から施行する。  <u>この要綱は、令和4年4月1日から施行する。</u></p>	<p>第1条～第4条 【略】</p> <p>(融資条件)</p> <p>第5条 融資条件は、次のとおりとする。</p> <p>(1)、(2) 【略】</p> <p>(3) 融資利率 年1.61パーセントとする。ただし、国等のつなぎ資金は、年1.5パーセントとする。</p> <p>(4)、(5) 【略】</p> <p>第6条～第12条 【略】</p> <p>附則</p> <p>この要綱は、平成22年5月12日から施行する。          この要綱は、平成23年4月1日から施行する。          この要綱は、平成24年4月2日から施行する。          この要綱は、平成25年4月1日から施行する。          この要綱は、平成26年4月1日から施行する。          この要綱は、平成27年4月1日から施行する。          この要綱は、平成28年4月1日から施行する。          この要綱は、平成29年4月1日から施行する。          この要綱は、平成30年4月2日から施行する。          この要綱は、平成31年4月1日から施行する。          この要綱は、令和2年4月1日から施行する。          この要綱は、令和3年4月1日から施行する。</p>